

歯科材料 1 歯科用金属
管理医療機器 歯科鑄造用チタン合金（70794000）

イコーム チタン

【禁忌・禁止】

本合金、類似成分の合金又は配合成分に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造原理等】

形状：円柱状

成分・分量：

① イコーム チタンⅡ（該当規格：JIS H 4650:2016 2 種）

成分	分量(%)
チタン	99 以上
水素	0.6 以下
炭素	
窒素	
酸素	
鉄	

② イコーム チタン Nb（該当規格：ASTM F 1295）

成分	分量(%)
Ti	85 以上
Al	6
Nb	7
水素	1.2 以下
炭素	
窒素	
酸素	
鉄	
タンタル	
バナジウム	

【原理】

純チタン又はチタンを主成分とする鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

【参考情報】

	イコーム チタンⅡ	イコーム チタン Nb
種類	タイプ 4	タイプ 4
耐力	460MPa	830MPa
伸び	22%	6%
密度	4.5g/cm ³	4.5g/cm ³
液相点	1680℃	1725℃
固相点	1680℃	1700℃

※JIS T 6123:2022「固定性歯科修復物用非貴金属材料」

【使用目的又は効果】

【使用目的】

歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。

【使用用途】

インレー、クラウン、ブリッジ、クラスプ、バー、鑄造床等

【使用方法等】

(1) ワックスアップ・スプルーイング

ワックスアップ及びスプルーイングは、通法に従い行ってください。

(2) 埋没

チタン専用の歯科高温鑄造用埋没材を用い、通法に従い行っ

てください。

(3) 焼却

焼却は、使用する埋没材の取扱説明書等に従い行ってください。

(4) 溶解・鑄造

溶解及び鑄造は、チタン専用の歯科技工用アーク鑄造器を用いて、その取扱説明書等に従い行ってください。

(5) 清掃と研磨

鑄造後の鑄造体に付着した埋没材をサンドブラスター等を用いて除去してください。その後、化学研磨やバフ研磨等による鑄造体の表面仕上げを、通法に従い行ってください。

【推奨するろう材及びろう付け方法】

チタンのろう付けに対応した歯科技工用溶接ろう付器を用いて、本合金と同材種のろう材でろう付けすることが好ましい。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 本合金に油分、汚れ等が付着している場合は、アセトン等にて除去してから溶解すること。
- 歯科用フラックスを使用する場合には、その説明書に表示してある使用上の注意事項を守ること。
- 鑄造後は、室温近くまでリングを放冷してから鑄造体を取り出すこと。
- 本合金は再溶解・再使用しないこと。

【使用上の注意】

【使用注意】

- 本合金の鑄造設備付近には、局所排気装置、換気扇などを設けて密閉した部屋での作業を避け、鑄造により発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。
- 本合金及び付属品の溶解・加熱・研磨作業などの際には、蒸気・粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- 本合金の溶解、加熱、切削、研磨の際には、眼の損傷を防ぐために保護メガネなどを使用すること。
- 歯科用フラックスを使用した作業終了後は、速やかに洗顔、洗眼、うがいなどを行い、フラックス蒸気による汚染を除くこと。
- 歯科用フラックスが目に入った場合は、すぐに大量の流水で洗浄し眼科医の診断を受けること。
- 他の合金と混溶しないこと。

【重要な基本的注意】

本合金の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状があらわれた患者には、使用を中止し、医師の診断を受けさせること。

【不具合・有害事象】

有害事象

掌蹠膿疱症、扁平苔癬、皮膚炎などの歯科金属疹（遅発性金属アレルギー疾患）を発症することがあります。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：YAMAKIN 株式会社

住 所：〒781-5451

高知県香南市香我美町上分字大谷 1090-3

テクニカルサポート：☎0120-39-4929

ホームページアドレス：https://www.yamakin-gold.co.jp